株式会社クラウディアホールディングス

第50回
定時株主総会招集ご通知

開催情報

開催日時
2026年11月25日（水曜日）
午前11時

開催場所
京都市左京区岩倉幡枝町1092-2
ザ・プリンス京都宝ヶ池
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

第3号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案　会計監査人選任の件

株主総会にご出席されない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［議決権行使期限］
2026年11月24日（火曜日）
午後6時到着分まで

KURAUDIA HOLDINGS

当社第50回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。
株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。ご来場いただけない場合は、インターネット又は書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申しあげます。
なお、本株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

証券コード 3607
2026年11月6日

株　主　各　位

京都市右京区西院高田町34番地
株式会社クラウディアホールディングス
代表取締役会長兼社長　倉　　正　治

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.kuraudia.holdings/ir/stock/meeting/index.html

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/3607/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「クラウディアホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3607」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（3～4ページ）に従って、2026年11月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月25日（水曜日）午前11時

2．場　　所　京都市左京区岩倉幡枝町1092-2
ザ・プリンス京都宝ヶ池
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3．会議の目的事項

報 告 事 項　1. 第50期(自2025年9月1日　至2026年8月31日)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期(自2025年9月1日　至2026年8月31日)
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第４号議案　会計監査人選任の件

以　上

＊当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項については、前記のインターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることになりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

また、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①　事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 **2026年11月25日（水曜日）午前11時（受付開始：午前10時）**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（**https://www.web54.net**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年11月24日（火曜日）午後６時入力完了分まで**

① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2026年11月24日（火曜日）午後６時到着分まで**

※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

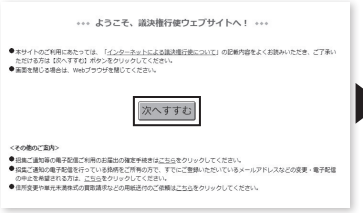
インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の２次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

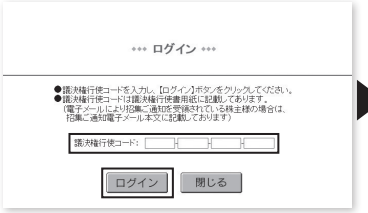
議決権行使期限：2026年11月24日（火曜日）午後６時入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



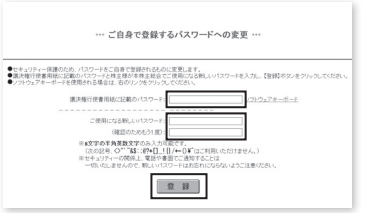
・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間９：00～21：00）

事　業　報　告

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、円安基調が続くなか様々な物価が上昇しているものの個人消費の回復や訪日外国人によるインバウンド需要もあり、我が国の経済は緩やかな回復基調で推移しております。

このような環境のもと、当社グループは、引き続き婚礼衣裳メーカーとして“ものづくり”をコアとし、より最終消費者に近く、より大きなマーケットである挙式関連サービス事業領域（B to C）の開拓を推進しております。

当連結会計年度においては、2026年4月に新規開業いたしました「東京大神宮　大神宮会館」（東京都千代田区）の受注獲得に注力しており、和装衣裳での神前結婚式事業の更なる拡大を進めております。

ホールセール事業においては、「バルセロナ・ブライダルファッションウィーク（BBFW）」に出店し、主力ブランド「KIYOKO HATA」がBBFW公式ファッションショーに初めて参加いたしました。

ウエディングドレスの海外生産においては、2026年8月に青島工場での事業を廃止いたしました。今後、ベトナム工場を当社の主要生産工場と位置付け、ウエディングドレス生産の更なる拡大と効率化を図ってまいります。

当社グループは、中長期的な業績の拡大を図るため今後も投資先を慎重に検討しながら、スクラップ・アンド・ビルドを進めてまいります。

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当連結会計年度における事業部門別売上高の状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

事業部門別売上高

（単位：百万円）

	前連結会計年度 自2024年９月１日 至2025年８月31日	当連結会計年度 自2025年９月１日 至2026年８月31日	増減額	増減率 （%）
ホールセール事業部門	3,006	3,070	63	2.1
製・商品売上高	1,306	1,283	△22	△1.8
レンタル収入等	1,700	1,787	86	5.1
コンシューマー事業部門	10,584	10,809	225	2.1
衣裳取扱収入	3,351	3,432	80	2.4
リゾート挙式売上高	1,479	1,424	△54	△3.7
式場運営収入	3,434	3,611	177	5.2
写真・映像・美容等売上高	2,318	2,340	22	1.0
連結売上高	13,591	13,880	289	2.1

※上記の売上高の数値につきましては、事業部門内及び事業部門間の取引消去後となっております。

当連結会計年度の売上高は、式場事業のうちフレンチレストラン「ソンブルイユ TOKYO」（東京都千代田区）や、2026年4月から運営を開始した「東京大神宮　大神宮会館」の売上高が寄与した結果、13,880百万円（前年同期比2.1％増）と前連結会計年度に比べ増収となりました。

利益面につきましては、営業利益は632百万円（同57.2％増）、経常利益は668百万円（同60.4％増）と前連結会計年度に比べ増益となりました。販売費及び一般管理費は10,302百万円（同1.2％増）と増加しましたが、原価率の低い衣裳取扱収入や式場運営収入が増収となったことにより、利益を拡大することができました。

親会社株主に帰属する当期純利益は423百万円（同35.7％増）と、青島工場の事業廃止に伴う事業整理損163百万円の計上があった一方で、法人税等調整額（益）114百万円を計上したこと等により、前連結会計年度に比べ増益となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、コンシューマー事業部門のサービス事業領域へ営業展開を積極的に図っており、この分野への経営資源の集中を基本戦略としております。

当連結会計年度の設備投資は421百万円であります。

なお、有形固定資産に計上しているレンタル衣裳は設備投資額に含めておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、事業活動に伴う資金を、金融機関からの資金調達により行いました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債の合計残高は5,154百万円と前連結会計年度末に比べ597百万円減少いたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区分	第 47 期 (2023年8月期)	第 48 期 (2024年8月期)	第 49 期 (2025年8月期)	第 50 期 (当連結会計年度) (2026年8月期)
売上高(百万円)	11,521	13,219	13,591	13,880
経常利益(百万円)	617	388	416	668
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	562	192	312	423
1株当たり当期純利益(円)	63.18	21.52	34.72	46.84
総資産(百万円)	11,898	12,813	12,625	12,972
純資産(百万円)	3,695	3,829	3,967	4,374
1株当たり純資産額(円)	414.71	427.24	440.28	482.62

(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2．1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率（%）	主要な事業内容
株式会社クラウディア	百万円 30	100.0	婚礼衣裳等の企画・製造・販売及びレンタル
株式会社クラウディアコスチュームサービス	百万円 30	100.0	婚礼衣裳等のレンタル・販売及び海外・国内リゾート挙式のプロデュース、結婚式場の運営及び写真・映像・美容サービス
内田写真株式会社	百万円 30	100.0	写真・映像サービス
株式会社二条丸八	百万円 76	100.0	婚礼衣裳等の企画・製造・販売及びレンタル
株式会社梅花ブライダル	百万円 30	100.0	結婚式場の運営等
大神宮会館クラウディア株式会社	百万円 50	100.0	結婚式場の運営等
VIETNAM KURAUDIA CO.,LTD.	千米ドル 2,800	100.0	ウエディングドレスの製造及び販売
KURAUDIA USA.LTD.	千米ドル 7,200	100.0	婚礼衣裳等のレンタル・販売及び挙式サービス
その他７社			

（注）1．青島瑪莎礼服有限公司につきましては、2026年8月25日付当社取締役会決議により、同社が運営する青島工場の事業を廃止することとしたため、重要な子会社から除外いたしました。

2．株式会社梅花ブライダルは重要性が増したため、当連結会計年度より同社を重要な子会社に加えております。

3．2025年8月1日付をもって大神宮会館クラウディア株式会社を設立し、2026年4月1日より事業を開始いたしましたので、当連結会計年度より同社を重要な子会社に加えております。

⑷ 対処すべき課題

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、経済活動が活性化している一方で、世界的なエネルギー価格の上昇や円安の進行等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況を踏まえ、当社グループとしては、ホールセール事業部門、コンシューマー事業部門のそれぞれの特徴を最大限に活かし、また、各事業部門が効果的に連携することにより、中長期的な成長を目指し、以下のような課題に対処してまいります。

① 高付加価値の商品・サービスの提供

ホールセール事業部門においては、ウエディングドレスのトップメーカーとして、ブライダル市場に対して様々な情報発信を行うことにより、需要の開拓を行ってまいりました。引き続き、デザイン性、話題性の高い商品開発を行い、高品質の婚礼衣裳の提供を行ってまいります。

コンシューマー事業部門においては、お客様に満足いただける高付加価値の商品・サービスの提供を行うことにより、更なるマーケットシェアの拡大を図ってまいります。また、衣裳事業、リゾート挙式事業、写真・映像事業、美容事業、式場事業等の各事業の連携の強化によるマーケット拡大や、市場動向を見据えた積極的なスクラップ・アンド・ビルドを行い、利益の拡大を目指してまいります。

② 事業領域の拡大

当社グループは事業戦略の一つとして、M＆Aによる事業領域の拡大を行ってまいりました。ブライダル市場における事業再編の機運は高まっており、今後も投資先を慎重に検討しながら積極的にM＆Aに取り組んでまいります。

③ 人材の確保と育成

当社グループの成長には、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。事業戦略に沿った採用施策の強化及び社員教育の充実を図り、多様化するお客様のニーズに対応できる人材を育成してまいります。また、激しく変化する環境にも対応できる柔軟な組織づくりを目指してまいります。

④ 内部管理体制の強化

持続的な成長を目指していくため、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、リスク管理、コンプライアンスを徹底してまいります。また、必要に応じてシステム投資を行っていくことで、業務効率や情報管理の更なる向上を図り、顧客満足度、利益の拡大を目指してまいります。

グループ一丸となって、目標の実現に邁進し業績の拡大に努力してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご指導を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（2026年8月31日現在）

当社グループの主要な事業内容を事業部門別に大別しますと、次のとおりであります。

事業部門	事業内容
ホールセール事業部門	ウエディングドレス、タキシード、婚礼和装の企画・製造・卸売事業、貸衣裳店向けの婚礼衣裳レンタル事業及びクリーニング事業
コンシューマー事業部門	ホテル・結婚式場等との業務提携によるインショップ（挙式施設に併設の衣裳室）の運営及び直営のオープンショップ（路面店）「銀座クチュールNAOCO」等による婚礼衣裳の販売、国内外リゾート挙式（ハワイ、沖縄等）のプロデュース事業、写真・映像事業、美容事業及び直営の結婚式場・レストラン7店舗を京都、大阪、東京で運営する挙式サービス事業

⑹ 主要な営業所及び工場（2026年8月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	京都市右京区西院高田町34番地

② 子会社の主要な営業所及び工場

名称		所在地
株式会社クラウディア	本社	京都市右京区
	東京支店	東京都新宿区
	札幌支店	札幌市中央区
	福岡支店	福岡市中央区
	リース事業部	京都市南区
株式会社クラウディアコスチュームサービス	本社	京都市右京区
	直販店	東京都中央区、東京都港区、札幌市中央区、仙台市青葉区、長野県軽井沢町、名古屋市中区、京都市下京区、大阪市中央区、神戸市中央区、福岡市中央区
	挙式施設	京都市左京区、大阪市北区、大阪府泉佐野市
内田写真株式会社	本社	大阪市北区
株式会社二条丸八	本社	京都府木津川市
株式会社梅花ブライダル	本社	大阪市北区
	挙式施設	大阪市北区、東京都千代田区
大神宮会館クラウディア株式会社	本社	東京都千代田区
	挙式施設	東京都千代田区
VIETNAM KURAUDIA CO.,LTD.	本社	ベトナム社会主義共和国　ホーチミン市
KURAUDIA USA.LTD.	本社	米国　ハワイ州

⑺ 使用人の状況（2026年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
862（317）	95減（90増）

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員及びパートタイマー）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。なお、当連結会計年度より使用人数及び臨時雇用者数（契約社員及びパートタイマー）の集計方法を変更しており従来、就業員数に含めていた契約社員を臨時雇用者数に含めて記載しております。前連結会計年度末比増減の主な理由は、当該変更によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
19	5減	42.6歳	12.0年

⑻ 主要な借入先の状況（2026年8月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,735百万円
株式会社みずほ銀行	841
株式会社滋賀銀行	806
株式会社りそな銀行	456
三井住友信託銀行株式会社	419
株式会社三菱UFJ銀行	283

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2026年8月31日現在）

① 発行可能株式総数　19,000,000株
② 発行済株式の総数　9,689,200株
③ 株主数　11,809名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社クラエンタープライズ	3,512千株	38.8%
クラウディア従業員持株会	310	3.4
倉正治	280	3.1
株式会社丸文	269	3.0
クラウディア取引先持株会	176	2.0
上野克美	72	0.8
山田清志	59	0.7
今泉理抄	58	0.6
日本生命保険相互会社	54	0.6
野崎浩司	52	0.6

（注）持株比率は、自己株式（625,960株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	51,500株	5名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15ページ「2．⑶② 取締役の報酬等」に記載しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	倉　　正　治	株式会社クラウディア代表取締役会長 株式会社クラウディアコスチュームサービス代表取締役会長 内田写真株式会社代表取締役会長 株式会社二条丸八代表取締役社長 株式会社梅花ブライダル代表取締役会長 大神宮会館クラウディア株式会社代表取締役会長 KURAUDIA USA.LTD.代表取締役社長
常務取締役	山　本　大　輔	株式会社クラウディア取締役常務執行役員 株式会社クラウディアコスチュームサービス取締役常務執行役員 内田写真株式会社代表取締役社長 株式会社梅花ブライダル代表取締役社長 大神宮会館クラウディア株式会社代表取締役社長 KURAUDIA USA.LTD.取締役
取締役	山　田　清　志	株式会社クラウディアコスチュームサービス代表取締役社長
取締役	野　﨑　浩　司	株式会社クラウディア代表取締役社長
取締役	若　林　雄　次	株式会社クラウディアコスチュームサービス取締役 株式会社二条丸八取締役 KURAUDIA USA.LTD.取締役
取締役 （監査等委員）	滝　　亮　史	税理士・中小企業診断士 ＣＩＳコンサルティング税理士法人代表社員 ＣＩＳコンサルティング株式会社代表取締役
取締役 （監査等委員）	梅　山　克　啓	公認会計士・税理士 梅山公認会計士事務所所長 梅山税理士法人代表社員
取締役 （監査等委員）	岩　井　由紀子 （戸籍上の氏名： 西村由紀子）	社会保険労務士 社会保険労務士岩井事務所所長

（注）1．取締役（監査等委員）滝亮史氏、梅山克啓氏及び岩井由紀子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、3氏は、東京証券取引所が指定を義務付けている一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2．取締役（監査等委員）滝亮史氏は、税理士及び中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．取締役（監査等委員）梅山克啓氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．取締役（監査等委員）岩井由紀子氏は、社会保険労務士の資格を有しており、労働法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会制度の趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりま

せんが、内部監査室等が監査等委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

6．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役（監査等委員含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関する責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により塡補することとしております。

ただし、当該保険契約に免責額を設定しており、損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

② 取締役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

上記決定方針は、指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等である株式報酬により構成し、監査・監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ｃ．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

(ⅰ) 業績連動報酬等

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の税金等調整前当期純利益（連結）を算定指標として算出された額を賞与（法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与）として支給する。算定指標とその値は、適宜、環境の変化等に応じて見直しを行うものとする。

業績連動報酬等の算定方法は、下記のとおりとする。

・業績連動報酬等は税金等調整前当期純利益（連結）を算定指標とし、業績連動報酬等を損金経理する前の金額とする。

・当社の業務執行取締役に対する業績連動報酬等は、次のとおりとする。

・税金等調整前当期純利益（連結）が3億円未満の場合
支給しない

・税金等調整前当期純利益（連結）が3億円以上5億円未満の場合
税金等調整前当期純利益（連結）の3%×役職ポイント（ただし、1万円未満は切り捨てるものとする。）

・税金等調整前当期純利益（連結）が5億円以上10億円未満の場合
税金等調整前当期純利益（連結）の4%×役職ポイント（ただし、1万円未満は切り捨てるもの

とする。）

・税金等調整前当期純利益（連結）が10億円以上の場合

税金等調整前当期純利益（連結）の5%×役職ポイント（ただし、1万円未満は切り捨てるものとする。）

取締役の役職別ポイント

役　　職	役職ポイント
代表取締役社長	0.50
取締役副社長	0.20
専務取締役	0.15
常務取締役	0.12
取締役	0.10

なお、剰余金の配当額が1株につき5円未満の場合は、支給しないものとする。

・各取締役の業績連動給与の支給額の上限は以下のとおりとし、上記により計算した金額が上限を超過する場合は、上限金額を支給するものとする。

役　　職	上限金額
代表取締役社長	50百万円
取締役副社長	20百万円
専務取締役	15百万円
常務取締役	12百万円
取締役	10百万円

・支給時期については、当該事業年度の定時株主総会終了後、1カ月以内に支給するものとする。

・取締役の各役職は定時株主総会終了後、最初に開催された取締役会で選任された役職とし、その後昇格、降格があった場合でも役職ポイント及び上限金額の変更は行わないものとする。

・やむを得ない事情により取締役が職務執行期間の中途で退任した場合、職務執行期間の開始から期末までの期間における当該取締役の在職月数(1月未満の端数切上）にて支給する。なお、期末後の退任については、支給金額の月数按分は行わないものとする。

・当社子会社である株式会社クラウディア及び株式会社クラウディアコスチュームサービスについても、当社同様、業務執行取締役（当社の業務執行取締役を兼任している者を除く。）に対して、上記に記載する当社の業務執行取締役に対する業績連動報酬等の算定方法により算出された額を賞与（法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与）として支給する。

なお、子会社である株式会社クラウディア及び株式会社クラウディアコスチュームサービスの取締役に適用する役職別ポイントは「取締役　0.08 」、支給額の上限金額は「取締役　5百万円」とする。

(ⅱ) 非金銭報酬等

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的として譲渡制限付株式報酬とし、各取締役に対して毎年一定の時期に支給する譲渡制限付株式報酬は、別途社内規定で定める譲渡制限付株式基準株式数に株式の発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値、あるいは取引が成立しなかった日については直近の取引成立日の終値を乗じた金額とする。譲渡制限付株式基準株式数は、適宜、環境の変化等に応じて見直しを行うものとする。

d．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど非金銭報酬等のウェイトが高まるような構成とする。

e．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役の個人別の報酬等の額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とする。なお、各業務執行取締役の賞与金額及び譲渡制限付株式の割当株式数は取締役会で決議する。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けている。監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

ロ．取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	220	190	13	16	5
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	10 (10)	10 (10)	－	－	4 (4)
合計	230	201	13	16	9

（注）1．業績連動報酬等にかかる業績指標は税金等調整前当期純利益（連結）であり、その実績は472百万円であります。
当該指標を選択した理由は業績向上へのインセンティブを高めるためであります。当社の業績連動報酬等は、職位別の基準額に対して役職ポイントを乗じたもので算定されております。

2．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」に記載のとおりであります。
また、当事業年度における交付状況は「2.⑴⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

3．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年11月25日開催の第39回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）については年額20百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は3名です。

4．取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）へ譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給するため、2018年11月27日開催の第42回定時株主総会において、その総額を、上記３．の報酬限度額とは別枠にて年額100百万円以内、その発行又は処分される当社の普通株式の総数は年80,000株以内とする旨決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は、４名です。
5．取締役（監査等委員を除く）の報酬は、過半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議及び答申を経た上で、当社取締役会より一任された代表取締役会長兼社長倉正治氏が決定することとします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役（監査等委員）がその妥当性等について確認しております。

③ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

氏　名	地　位	重要な兼職の状況	当社との関係
滝　　亮　史	社外取締役 (監査等委員)	ＣＩＳコンサルティング税理士法人 代表社員	特別の関係はありません。
		ＣＩＳコンサルティング株式会社 代表取締役	特別の関係はありません。
梅　山　克　啓	社外取締役 (監査等委員)	梅山公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。
		梅山税理士法人 代表社員	特別の関係はありません。
岩　井　由紀子 （戸籍上の氏名： 西 村 由 紀 子 ）	社外取締役 (監査等委員)	社会保険労務士岩井事務所 所長	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
滝　　亮　史	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、また、監査等委員会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、税理士及び中小企業診断士としての専門的見地と高い見識に基づき発言を行っております。
梅　山　克　啓	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、また、監査等委員会12回のうち10回に出席し、必要に応じ、公認会計士及び税理士としての専門的見地と高い見識に基づき発言を行っております。
岩　井　由紀子 （戸籍上の氏名： 西 村 由 紀 子 ）	社外取締役 (監査等委員)	2025年11月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち8回に出席し、また、監査等委員会9回のうち8回に出席し、必要に応じ、社会保険労務士としての専門的見地と高い見識に基づき発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）である滝亮史氏、梅山克啓氏及び岩井由紀子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

⑷ 会計監査人の状況

①名　称　　PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して決定しております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資などに活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき７円（普通配当５円及び設立50周年記念配当２円）の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただく予定です。

すでに、2026年５月８日に実施済みの中間配当金１株当たり５円と合わせまして、年間配当金は１株当たり12円となります。

連結貸借対照表

（2026年8月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,635,821**	**流動負債**	**3,965,296**
現金及び預金	1,882,664	買掛金	230,727
受取手形及び売掛金	821,982	短期借入金	300,000
商品及び製品	161,654	1年内返済予定の長期借入金	1,280,148
仕掛品	88,833	未払金	744,390
原材料	243,442	未払法人税等	104,165
貯蔵品	108,098	契約負債	495,961
その他	331,939	リース債務	5,039
貸倒引当金	△2,793	賞与引当金	291,784
固定資産	**9,337,157**	役員賞与引当金	13,360
有形固定資産	**5,737,973**	資産除去債務	1,103
建物及び構築物	2,739,186	その他	498,616
機械装置及び運搬具	135,480	**固定負債**	**4,633,539**
工具、器具及び備品	240,403	長期借入金	3,563,756
レンタル衣裳	225,179	長期未払金	422,952
土地	2,394,429	リース債務	5,688
建設仮勘定	3,294	繰延税金負債	49,622
無形固定資産	**136,484**	資産除去債務	560,860
ソフトウエア	110,391	その他	30,660
借地権	12,597	**負債合計**	**8,598,836**
のれん	12,821	（純資産の部）	
その他	673	**株主資本**	**4,151,867**
投資その他の資産	**3,462,699**	資本金	50,000
投資有価証券	28,531	資本剰余金	2,153,248
保険積立金	433,637	利益剰余金	2,329,826
差入保証金	2,580,650	自己株式	△381,207
繰延税金資産	278,617	**その他の包括利益累計額**	**222,274**
その他	210,486	その他有価証券評価差額金	3,822
貸倒引当金	△69,223	為替換算調整勘定	218,451
資産合計	**12,972,978**	**純資産合計**	**4,374,142**
		負債及び純資産合計	**12,972,978**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**13,880,326**
売上原価		**2,945,236**
売上総利益		**10,935,089**
販売費及び一般管理費		**10,302,821**
営業利益		**632,268**
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,472	
受取手数料	669	
為替差益	38,107	
受取賃貸料	10,770	
受取保険金	455	
助成金収入	18,839	
貸倒引当金戻入額	20,566	
その他	11,371	114,253
営業外費用		
支払利息	74,592	
その他	3,217	77,809
経常利益		**668,711**
特別利益		
固定資産売却益	2,768	
保険解約返戻金	26	2,795
特別損失		
減損損失	35,320	
固定資産除却損	574	
事業整理損	163,142	
保険解約損	123	199,161
税金等調整前当期純利益		**472,345**
法人税、住民税及び事業税	162,707	
法人税等調整額	△114,111	48,595
当期純利益		**423,749**
親会社株主に帰属する当期純利益		**423,749**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2026年8月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,127,685**	**流動負債**	**1,846,454**
現金及び預金	236,479	短期借入金	300,000
貯蔵品	535	1年内返済予定の長期借入金	1,280,148
前払費用	45,073	未払金	52,547
関係会社短期貸付金	2,860,657	未払法人税等	1,989
その他	14,939	未払消費税等	11,209
貸倒引当金	△30,000	未払費用	7,597
固定資産	**5,135,988**	預り金	7,464
有形固定資産	**2,993,272**	賞与引当金	8,508
建物	892,041	役員賞与引当金	13,360
構築物	55,503	子会社支援損失引当金	163,558
機械及び装置	296	その他	72
船舶	40,123	**固定負債**	**4,109,037**
車両運搬具	41,748	長期借入金	3,563,756
工具、器具及び備品	8,231	長期未払金	399,650
土地	1,952,033	資産除去債務	145,471
建設仮勘定	3,294	その他	160
無形固定資産	**29,715**	**負債合計**	**5,955,491**
ソフトウエア	29,042	（純資産の部）	
その他	673	**株主資本**	**2,304,359**
投資その他の資産	**2,113,000**	**資本金**	**50,000**
投資有価証券	25,531	**資本剰余金**	**2,153,248**
関係会社株式	1,418,987	資本準備金	50,000
出資金	270	その他資本剰余金	2,103,248
関係会社長期貸付金	42,623	**利益剰余金**	**482,318**
長期前払費用	7,684	利益準備金	26,900
保険積立金	427,517	その他利益剰余金	455,418
差入保証金	147,670	固定資産圧縮積立金	206,274
繰延税金資産	16,220	繰越利益剰余金	249,143
その他	26,495	**自己株式**	**△381,207**
		評価・換算差額等	**3,822**
		その他有価証券評価差額金	**3,822**
		純資産合計	**2,308,182**
資産合計	**8,263,674**	**負債及び純資産合計**	**8,263,674**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		**1,060,041**
営業費用		**915,430**
営業利益		**144,611**
営業外収益		
受取利息及び配当金	54,921	
為替差益	27,218	
受取保険金	280	
貸倒引当金戻入額	20,000	
その他	2,045	104,465
営業外費用		
支払利息	74,473	
その他	2,917	77,391
経常利益		**171,686**
特別利益		
固定資産売却益	1,830	
保険解約返戻金	26	1,857
特別損失		
固定資産除却損	0	
保険解約損	123	
子会社支援損失引当金繰入額	163,558	
減損損失	7,274	170,956
税引前当期純利益		**2,587**
法人税、住民税及び事業税	8,520	
法人税等調整額	△6,058	2,461
当期純利益		**125**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

株式会社クラウディアホールディングス
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　口　真　樹
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　立　石　祐　之

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラウディアホールディングスの2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラウディアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月22日

株式会社クラウディアホールディングス
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　口　真　樹
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　立　石　祐　之

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラウディアホールディングスの2025年9月1日から2026年8月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月27日

株式会社クラウディアホールディングス　監査等委員会

監査等委員　滝　　亮　史　㊞

監査等委員　梅　山　克　啓　㊞

監査等委員　岩　井　由紀子　㊞

（注）監査等委員滝亮史、梅山克啓及び岩井由紀子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第50期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円（普通配当5円及び設立50周年記念配当2円）とし、配当総額は、63,442,680円となります。

なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき12円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年11月26日といたしたいと存じます。

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

なお、本議案につきましては、独立社外取締役が過半数を占める割合で構成される任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえ決定しており、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	倉　正治（くら　まさはる） （1948年1月1日生）	1976年12月　当社設立 当社代表取締役社長 2011年11月　当社代表取締役会長兼社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クラウディア代表取締役会長 株式会社クラウディアコスチュームサービス代表取締役会長 内田写真株式会社代表取締役会長 株式会社二条丸八代表取締役社長 株式会社梅花ブライダル代表取締役会長 大神宮会館クラウディア株式会社代表取締役会長 KURAUDIA USA.LTD.代表取締役社長	280,032株
	【取締役候補者とした理由】 1976年12月の当社設立時から代表取締役として強いリーダーシップに基づき当社の経営を統括し、コーポレート・ガバナンスの強化を通じて当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に尽力しております。経営者としての高い見識と豊富な経験・実績を有していることから適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	やま　もと　だい　すけ 山　本　大　輔 （1970年11月15日生）	1995年９月　当社入社 2005年11月　当社東日本ホールセール事業部東京支店営業部長 2010年４月　当社執行役員営業本部ブランドマーケティング事業部長兼東日本ホールセール事業部東京支店営業部長 2013年４月　当社執行役員ブランドマーケティング事業部長兼東日本ホールセール事業部東京支店営業部長兼商品企画部長 2016年９月　当社執行役員東日本ホールセール事業部東京支店営業部長兼商品企画部長 2017年11月　当社取締役 2021年11月　当社常務取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クラウディア取締役常務執行役員 株式会社クラウディアコスチュームサービス取締役常務執行役員 内田写真株式会社代表取締役社長 株式会社梅花ブライダル代表取締役社長 大神宮会館クラウディア株式会社代表取締役社長 KURAUDIA USA.LTD.取締役	46,900株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に携わり、豊富な経験と知識を有し、新たな事業展開を積極的に推進する等、多岐にわたり当社グループを牽引し、2017年11月から当社グループ会社社長として会社経営を適切に運営していることから適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	山田 清志（やまだ きよし） （1961年8月13日生）	1985年７月　当社入社 1993年４月　当社東京支店長 1999年９月　当社セル事業部長 2000年３月　当社取締役セル事業部長 2000年５月　当社取締役新規事業部長 2002年11月　当社取締役営業開発部長 2004年11月　当社執行役員営業開発部長 2005年６月　当社執行役員東日本開発事業部長 2016年11月　当社取締役（現任）	59,400株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に幅広く携わり、また、2006年11月より、当社グループ会社社長として会社経営の職務を適切に遂行していたことから適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
4	野﨑 浩司（のざき こうじ） （1967年12月5日生）	1988年４月　当社入社 1998年11月　当社東京支店長 2003年11月　当社取締役東京支店長 2004年11月　当社執行役員東京支店長 2005年６月　当社執行役員東京支店長兼東日本ホールセール事業部長 2016年11月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クラウディア代表取締役社長	52,100株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門の業務に携わり、営業部門の統括として豊富な経験と知識を有し、また、2016年9月より、当社グループ会社社長として会社経営や組織体制の構築の職務を適切に遂行していることから適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	わか　ばやし　ゆう　じ 若　林　雄　次 （1965年9月22日生）	2007年７月　当社入社 2007年７月　当社経理部長 2011年11月　当社業務管理部長 2016年11月　当社執行役員業務管理部長 2021年12月　当社執行役員管理部長 2025年11月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クラウディアコスチュームサービス取締役 株式会社二条丸八取締役 KURAUDIA USA.LTD.取締役	8,300株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、管理部門の業務に携わり、豊富な経験と知識を有し、多岐にわたり当社グループを牽引し、会社経営を適切に運営していることから適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者の山本大輔は、2026年11月24日開催予定の株式会社クラウディアコスチュームサービスの第28回定時株主総会におきまして、同社の代表取締役に就任予定であります。

３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年11月26日開催の第48回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された森川崇氏の選任の効力は本株主総会の開始の時までとされております。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
もり　かわ　　たかし 森　川　　崇 (1970年12月19日生)	1998年４月　司法書士登録 1998年10月　森川吉崎合同事務所設立同事務所代表（現任） （重要な兼職の状況） 森川吉崎合同事務所代表	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 司法書士として、その専門的知識と経験に基づき、経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定に参画いただくことで、当社経営の監督機能強化に寄与していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、これまでに会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．森川崇氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．森川崇氏は補欠の社外取締役候補者であります。なお、森川崇氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

３．森川崇氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりです。
候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにＯＡＧ監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がＯＡＧ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数が長期にわたっていることを考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社に適した効率的かつ効果的な監査業務が期待できること並びに同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（2026年8月31日現在）

名　　称	ＯＡＧ監査法人		
事務所所在地	主たる事務所　東京都千代田区五番町5番地1　ＪＳ市ヶ谷ビル		
沿　　革	2009年5月 設立		
概　　要	資本金	36百万円	
	構成人員	代表社員・社員	10名
		特定社員	1名
		職員　公認会計士	44名
		公認会計士試験合格者	2名
		その他	14名
		合計	71名
	関与会社	72社	

以　上

<参考>

第２号議案をご承認いただいた場合の役員体制

当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりであります。

候補者			専門性と経験				
			企業経営	業界の知識・経験	営業・ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	会計・財務	法務
取締役	倉　正治		●	●	●	●	
	山本　大輔		●	●	●		
	山田　清志		●	●	●		
	野﨑　浩司		●	●	●		
	若林　雄次		●	●		●	●
取締役(監査等委員)	滝　亮史	社外独立	●			●	
	梅山　克啓	社外独立				●	
	岩井　由紀子(戸籍上の氏名：西村由紀子)	社外独立					●

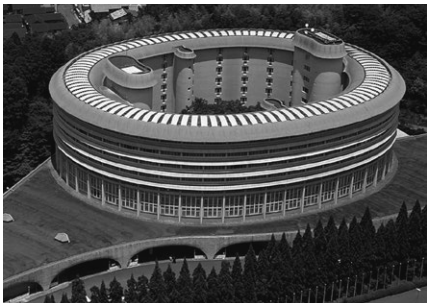
株主総会会場のご案内

会 場

京都市左京区岩倉幡枝町1092-2

ザ・プリンス京都宝ヶ池

電話（075）712-1111（代表）



交 通

京都市営地下鉄 烏丸線
「京都」駅より20分
「国際会館」駅下車徒歩7分
（④−2番出口より徒歩3分）

駐車場について

当日は駐車場のご用意はしておりません。
お車でのご来場はご遠慮ください。



KURAUDIA HOLDINGS

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。